

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

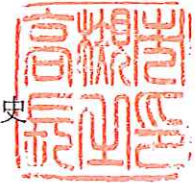
所在地 大阪府高槻市紺屋町3番1-326号

名称 都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり指定したことを証する。

平成28年4月1日

高槻市長 濱田 剛史



指定年月日	平成28年4月1日
指定番号	106Y011
事業の範囲	事業の種類 再生輸送（積替え・保管を含まない）
	取り扱う一般廃棄物の種類 木くず、食品残さ
指定の有効期限	平成30年3月31日
指定の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に規定する一般廃棄物の処理規準を遵守すること。 (2) 適正に再生活用が行える事業者へ搬入すること。

複写無効